

平成 25 年度東村山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（案）

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、東村山市（以下「市」という。）が平成 25 年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

3 調達する物品等

市が契約により調達する物品等のうち、日用品、食品類、印刷及び清掃等、障害者就労施設等が受注可能な物品等を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の施設等のうち、物品等の調達可能な市内の施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (6) 在宅就業障害者
- (7) 在宅就業支援団体

5 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 市内の障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、市の全ての組織に対し情報提供を行う。
- (2) 市の全ての組織は、物品等の調達において、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- (3) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間や発注方法を考慮するよう努める。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項 3 号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。
- (5) 市は、障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び提供の円滑化のために行う取り組みの支援に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。